

会 議 開 催 案 内 (公 開)

岡山県歯科保健対策協議会を次のとおり開催します。
なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続きに従って傍聴できるものとします。

令和7年1月14日

岡山県歯科保健対策協議会

- 1 開催日時
令和7年1月16日（木）16時00分～17時00分
- 2 開催場所
ピュアリティまきび
岡山市北区下石井2-6-41
- 3 議 題
・第3次岡山県歯科保健推進計画の推進状況について
・令和6年度岡山県口腔衛生対策事業について
・令和7年度歯科保健の取り組みについて
・岡山県フッ化物洗口モデル事業について 等
- 4 傍聴定員
5人（報道関係者は除きます）
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しく下さい。会場
で受付を行いますので、氏名と住所を記入してください。
(2) 受付開始時刻は、当日15時50分からです。
(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承
願います。
- 6 会議傍聴要領
別紙のとおり
- 7 問い合わせ先
岡山市北区内山下2-4-6
岡山県保健医療部健康推進課
電話番号 086-226-7329（直通）

傍聴要領

岡山県歯科保健対策協議会は、岡山県歯科保健対策協議会設置要綱に定めるところにより公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、出席委員の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した場合は、非公開となります。その場合、傍聴者は速やかに退出しなければなりません。

2 傍聴の手続

会議の傍聴を希望される方は、会議前に傍聴受付簿に氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

3 傍聴できない方

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合
- (3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると議長が認めた場合

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次のことをしてはいけません。

- (1) みだりに傍聴席を離れること
- (2) 飲食すること
- (3) 私語、談話、拍手等を行うこと
- (4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること
- (5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと
- (6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用すること
- (7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。